

天童市再犯防止推進計画

計画期間

令和6年度～令和10年度

山形県天童市

令和6年3月

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
第2章 天童市の状況	3
1 罪種別検挙人員数の状況	
2 協力雇用主・保護司・更生保護女性会等の状況	
第3章 取組方針と重点項目	6
1 取組方針	
2 重点項目	
第4章 取組みの内容	
1 保健医療・福祉サービスの利用の促進	7
(1) 高齢者や障がいのある人への支援	
(2) 薬物等に依存している人への支援	
2 就労の支援・住居の確保による支援	9
(1) 就労の支援	
(2) 住居確保の支援	
3 学校と連携した修学支援の実施と非行の防止	11
(1) 修学の支援	
(2) 非行の防止	
4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	14
第5章 支援体制～地域支援ネットワーク～	16
参考資料	
用語説明	17
再犯の防止等の推進に関する法律	21

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和5年8月に警察庁が作成した令和4年の刑法犯に関する統計資料によると、近年、全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありましたが、令和4年においては前年に比べて増加しています。また、検挙人員数に占める再犯者の割合も年々増加傾向にあります。罪を犯した者等の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等に依存している、高齢で身寄りがないなど、生活する上での様々な困難により、社会の中で孤立することがあり、これらが再犯者率上昇の要因となっています。

犯罪がなく安全安心に暮らすことのできる地域社会を実現するために、地域住民の理解や協力を得ながら、罪を犯した者等が円滑に社会の一員として復帰できるよう、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進などの支援制度を総合的かつ計画的に推進することを目的として「天童市再犯防止推進計画」を策定することとしました。

2 計画策定の目的

天童警察署管内における、令和4年の刑法犯検挙人員数のうち再犯者が占める割合は45.5%となっています。犯罪や非行をした者等が円滑な社会復帰を果たすために必要な行政サービス等を整理・提供することで、再犯を防止するとともに、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

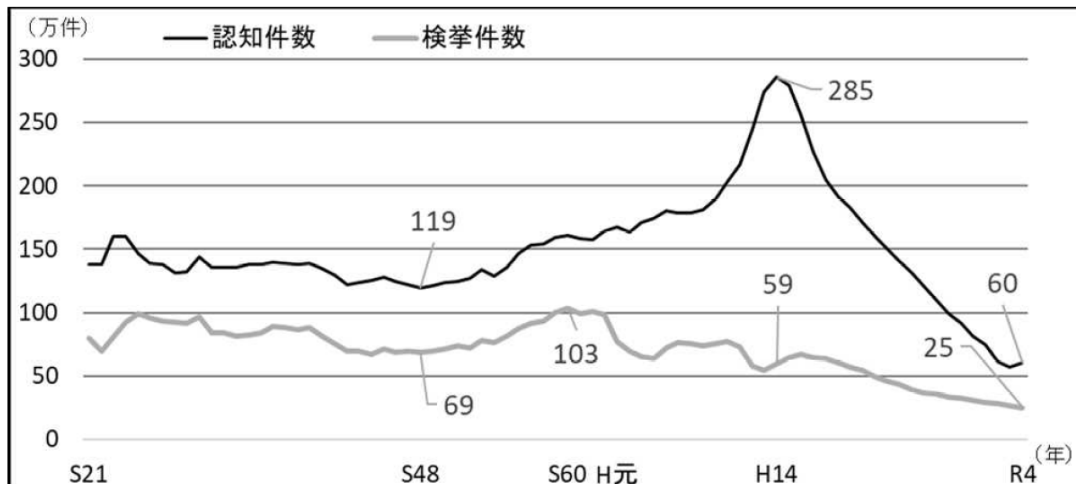
4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

【全国における刑法犯認知及び検挙件数の推移図】

(令和4年の刑法犯に関する統計資料(令和5年8月警察庁作成)より引用)

図表：1-1-2 (刑法犯認知・検挙件数の推移)



<参考>

○再犯防止推進計画とは

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画であって、「保健医療、福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方」に対応したもの。

(再犯防止推進法・第8条抜粋)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 天童市の状況

1 罪種別検挙人員数の状況

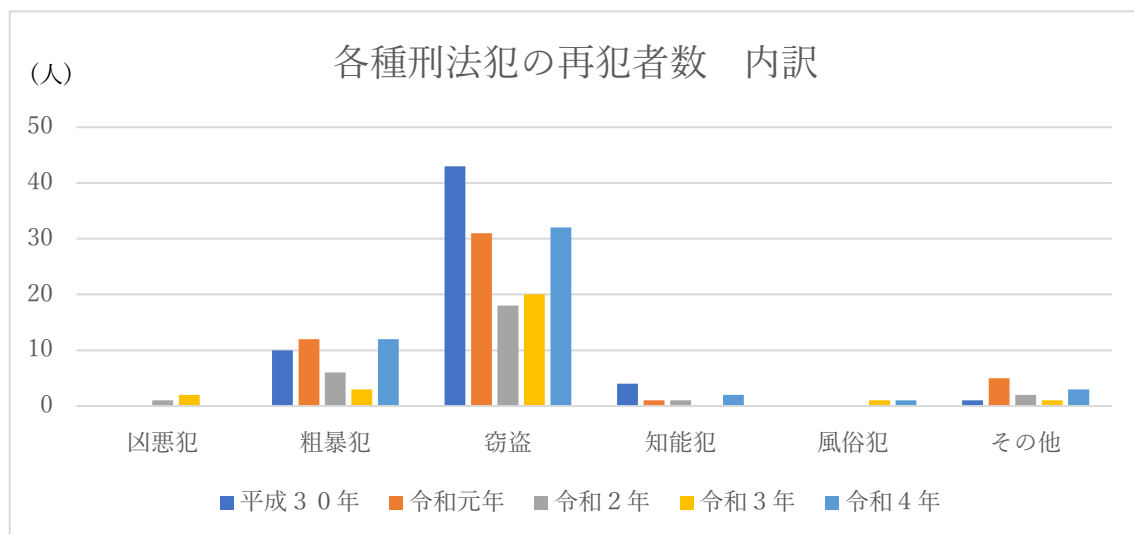
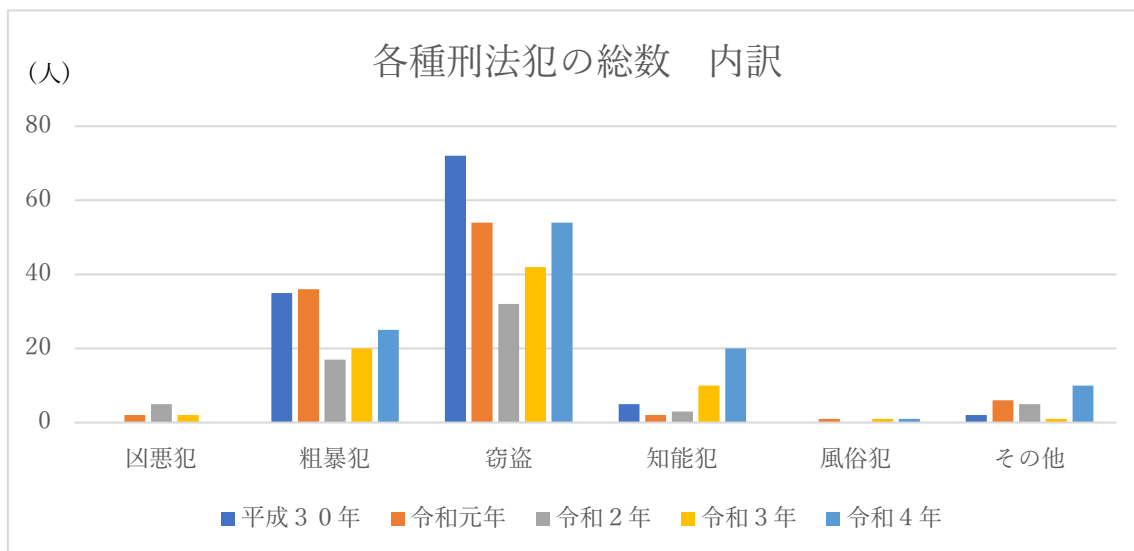
天童警察署における過去5年間（平成30年から令和4年）の罪種別検挙人員数は、下表のとおりです。

【天童警察署_検挙人員_被疑者年齢別_刑法犯・特法犯検挙者の被疑者人員数（総数・初犯者・再犯者）】

罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	再犯者率	犯行時の年齢別(歳)							
					14～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65以上	
平成30年	刑法犯総数	114	56	58	50.9%	12	21	17	15	16	10	23
	凶悪犯	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	35	25	10	28.6%	3	5	9	3	9	1	5
	窃盗	72	29	43	59.7%	8	14	7	11	7	7	18
	知能犯	5	1	4	80.0%	1	1	1	0	0	2	0
	風俗犯	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	その他の刑法犯	2	1	1	50.0%	0	1	0	1	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	刑法犯総数	101	52	49	48.5%	5	13	15	23	16	6	23
	凶悪犯	2	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2
	粗暴犯	36	24	12	33.3%	1	5	8	11	7	1	3
	窃盗	54	23	31	57.4%	2	7	5	10	8	5	17
	知能犯	2	1	1	50.0%	0	0	0	1	1	0	0
	風俗犯	1	1	0	0.0%	0	0	1	0	0	0	0
	その他の刑法犯	6	1	5	83.3%	2	1	1	1	0	0	1
	大麻取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	刑法犯総数	62	34	28	45.2%	4	8	7	14	10	5	14
	凶悪犯	5	4	1	20.0%	1	1	1	0	0	0	2
	粗暴犯	17	11	6	35.3%	1	3	4	6	1	0	2
	窃盗	32	14	18	56.3%	2	2	2	5	8	4	9
	知能犯	3	2	1	33.3%	0	1	0	0	1	0	1
	風俗犯	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	その他の刑法犯	5	3	2	40.0%	0	1	0	3	0	1	0
	大麻取締法	7	6	1	14.3%	5	1	1	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	1	0	1	100.0%	0	0	1	0	0	0	0
令和3年	刑法犯総数	76	49	27	35.5%	7	16	12	7	12	1	21
	凶悪犯	2	0	2	100.0%	0	0	2	0	0	0	0
	粗暴犯	20	17	3	15.0%	4	4	5	2	4	0	1
	窃盗	42	22	20	47.6%	1	4	5	4	7	1	20
	知能犯	10	10	0	0.0%	1	8	0	1	0	0	0
	風俗犯	1	0	1	100.0%	0	0	0	0	1	0	0
	その他の刑法犯	1	0	1	100.0%	1	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	1	0	0.0%	0	1	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	3	0	3	100.0%	0	0	1	0	1	1	0
令和4年	刑法犯総数	110	60	50	45.5%	13	30	12	12	9	5	29
	凶悪犯	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	25	13	12	48.0%	0	6	6	7	3	2	1
	窃盗	54	22	32	59.3%	7	6	6	4	5	2	24
	知能犯	20	18	2	10.0%	0	17	0	0	0	0	3
	風俗犯	1	0	1	100.0%	0	0	0	0	0	0	1
	その他の刑法犯	10	7	3	30.0%	6	1	0	1	1	1	0
	大麻取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0

※ 再犯者とは刑法犯・特法犯問わず、前科・前歴を有する被疑者をいう。

天童警察署の罪種別検挙人員数を見ると、空巢、万引き等の窃盗犯が多く割合を占めています。次いで、暴行、傷害等の粗暴犯が多く、殺人や強盗、放火等の凶悪犯罪は少ない傾向にあります。また、近年は知能犯の増加率が高い傾向にあり、再犯者数については特に窃盗が多く、増加傾向にあります。



●用語の意味

刑法犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・不同意性交等の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫等の犯罪をいう
	窃盗	他人の財産を窃取する全ての行為（空巢、万引き、自転車盗など）
	知能犯	詐欺・横領の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつの犯罪をいう
	その他	占有離脱物横領・業務上等過失致死傷・失火・住居侵入・器物損壊等

2 協力雇用主・保護司・更生保護女性会等の状況

【山形県における協力雇用主の登録等の状況】※山形保護観察所より情報提供

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力雇用主数	392社	402社	410社
雇用実績	9人	11人	8人

【天童市における協力雇用主の登録等の状況】※山形保護観察所より情報提供

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力雇用主数	33社	34社	35社
雇用実績	0人	0人	1人

【天童市における保護司及び更生保護女性会会員の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護司	31人	30人	31人
更生保護女性会	200人	194人	187人

【山形刑務所出所者の帰住先の状況】※山形刑務所より情報提供

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出所者	199人	253人	276人
帰住先がある者	198人	236人	258人
帰住先がない者	1人	17人	18人

第3章 取組方針と重点項目

1 取組方針

罪を犯した者等の中には、安定した仕事や住居がない、居場所がない、高齢で身寄りがない、障がいがある、薬物やアルコール等に依存している、十分に教育を受けていないなど、様々な支援を必要とする人がいます。

このような人たちが円滑に社会復帰を果たすためには、自らの努力はもとより、地域の理解も必要です。国や県の計画及び市の現状を踏まえ、支援を必要とする人に必要な行政サービス等が提供できるような取組みを展開します。

2 重点項目

本市では、国及び山形県の再犯防止推進計画を勘案し、取組方針にしたがって、地域や関係機関との連携により、次に掲げる4つの重点項目に取り組んでまいります。

【重点項目】

- 1 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 2 就労の支援・住居の確保による支援
- 3 学校と連携した修学支援の実施と非行の防止
- 4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

第4章 取組みの内容

1 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者や障がいのある人への支援

【現状と課題】

罪を犯した者等の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず手続きを行わなかったために適切な支援が受けられず、結果として再犯に至るケースが考えられます。

保護観察所や地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスの支援を受けて、地域社会に復帰することが再犯の抑制等にもつながります。

【取組み】

様々な相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを適宜提供する体制を築きます。

また、罪を犯した高齢者や障がい者においても、日常生活で必要とするサービスの提供及び支援が分け隔てなく受けられるように努めます。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
障がい者相談支援	障がい者などの福祉に関する様々な問題の相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行います。	社会福祉課
認知症施策 認知症初期集中チーム「ホオジロ」	40歳以上で認知症の適切な医療に結び付いていない方を対象に、医師などの専門職チームが医療や適切なケアを早期に受けられるよう支援します。	保険給付課
認知症施策 認知症カフェ 「あったかフェテ らんど」	認知症の人とその家族の方の集いの場、地域の支援者の情報交換、気軽に相談ができる場を開設します。	保険給付課
認知症施策 認知症サポーター 養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。	保険給付課 地域包括支援センター

包括的支援事業 高齢者総合相談支援・権利擁護事業	高齢者本人や家族、地域住民等からの相談に応じて、課題解決のために介護保険サービス・地域支援事業の利用につなげる支援を行います。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度等の利用について関係機関との連絡調整を行います。	保険給付課 地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分となった認知症高齢者等の財産管理や身上監護における必要な保護を図るための成年後見制度の広報及び活用の支援を行います。	保険給付課 市社会福祉協議会
こころの健康相談事業	こころの健康に関する相談として、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。山形県精神保健福祉センターの依存症相談会や自助グループ等を周知します。	健康課
薬物乱用防止に関する啓発活動	薬物乱用の弊害を広く周知するために普及啓発活動に努めます。	健康課
こころの体温計	インターネットを活用したメンタルセルフチェックシステムを運用し、心の健康に関する情報発信と自己診断、相談窓口の周知を図ります。	健康課
関係機関との連携による支援に係る情報の共有化	山形県地域生活定着支援センター、山形保護観察所や関係機関と連携し、犯罪や非行をした障がい者及び高齢者で福祉的な支援が必要な人に対し、適切な福祉サービス等を迅速に提供できるよう、対象者の情報等について共有を図ります。	社会福祉課 山形保護観察所 山形県地域生活定着支援センター

(2) 薬物等に依存している人への支援

【現状と課題】

全国の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人の数及びその割合は令和3年度において8,501人中536人(6.3%)でした(「令和4年度版再犯防止推進白書」より引用)。令和2年度(7.2%)からは減少に転じていますが、今後も薬物依存症の相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制につ

いて広く周知を図る必要があります。

【取組み】

薬物依存から立ち直ろうとする人に対して相談及び支援を行い、また、適切な情報提供に努めます。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
こころの健康相談事業【再掲】	こころの健康に関する相談として、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。山形県精神保健福祉センターの依存症相談会や自助グループ等を周知します。	健康課
薬物乱用防止に関する啓発活動【再掲】	薬物乱用の弊害を広く周知するために普及啓発活動に努めます。	健康課
こころの体温計【再掲】	インターネットを活用したメンタルセルフチェックシステムを運用し、心の健康に関する情報発信と自己診断、相談窓口の周知を図ります。	健康課

2 就労の支援・住居の確保による支援

(1) 就労の支援

【現状と課題】

罪を犯した者等は求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないことも多く、求職活動が円滑に進まない場合があります。保護司会を中心に、企業に協力雇用主として登録してもらえるよう呼びかけを行っており、今後も協力雇用主の業種を広げ、雇用の受け皿の確保に努める必要があります。

【取組み】

就労に関する既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携により、罪を犯した者等の状況に応じた就労の支援を行います。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
生活困窮者等就労困難者への支援	ハローワークとの連携により、生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度の活用で就労支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
シルバー人材センターへの支援	高齢であっても就労による社会貢献ができる場として、シルバー人材センターを支援します。	社会福祉課
求人状況の提供	就業地が天童市内の新規求人について、一覧表にしたデータを毎週天童ワークプラザに提供し、求職者へ情報提供しています。	商工観光課
就職支援事業 【県事業】	就職や職場定着等を支援する「若者就職支援センター」、生活支援から職業紹介までをワンストップで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」、若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」を設置し、困難を有する若者から生活困窮者まで幅広く社会復帰を支援します。	商工観光課
地域における協力雇用主の確保	罪を犯した者等を積極的に雇用する企業として、協力雇用主への登録を天童地区保護司会と共に推進し、罪を犯した者等の社会復帰への支援を行います。	山形保護観察所 天童地区保護司会

(2) 住居確保の支援

【現状と課題】

矯正施設を出所後に親族等のもとに帰住できない人が一定数おり、出所後の住居の確保は、安定した生活を送るために必要不可欠であり、再犯者率の減少への寄与も考えられることから、適切な住居の確保のための支援が重要になります。

【取組み】

多様な人々の暮らしに配慮した、居住の安定を支援します。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
生活保護制度 (住宅扶助)	生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。	社会福祉課
住居確保給付金の 支給	離職等により住居を失うおそれがある方に、期限付きで住居確保給付金を支給します。生活の土台となる住居を整え、就職活動を支援することで、居住の安定及び就労機会の確保を図ります。	社会福祉課 市社会福祉 協議会
市営住宅への公平 な入居機会の確保	市営住宅の募集等の情報提供を適切に行い、公営住宅法に基づき、住宅困窮者の住まい確保に努めます。	都市計画課

3 学校と連携した修学支援の実施と非行の防止

(1) 修学の支援

【現状と課題】

令和3年度において全国の少年院出院者のうち、進学及び中学校、高等学校、大学等への復学が決定した割合は6.4%でした（「令和4年版犯罪白書」より引用）。修学の間から離れることを未然に防ぐためには、児童・生徒に対する学校生活におけるサポートや相談窓口を設けるなど、支援体制の整備が重要となってきます。

また、罪を犯した者等に対しても、学習の継続や進学等のための支援を充実させる必要があります。

【取組み】

児童・生徒に対し学校生活における様々なサポートや相談窓口を設置します。また、教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことのできる体制を整え、相談内容に応じて必要なサービスを適宜提供する体制を築きます。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
SOSの出し方に関する教育	適切な援助希求行動（身近にいる、信頼できる大人にSOSを出す）ができるように、市内小中学校児童生徒へのSOSの出し方教育を実施します。	健康課
SOSの受け止め方に関する教育	児童生徒のSOSを受け止め、支援ができるように身近な大人（教員や保護者など）を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。	健康課

天の童 年中児就学サポート事業	年中児及び年長児を対象に、庁内関係課や関係機関と連携を図りながら子どもの発達を促すとともに、発達等の相談や教育相談を実施し、切れ目のない支援を行います。	健康課 子育て支援課 学校教育課
母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、様々な相談に応じ、その自立に必要な助言や情報提供をします。	子育て支援課
奨学金の貸付	学業が優秀ながら、経済的理由により高等学校への修学が困難な方の保護者に対して修学資金を貸し付けます。	教育総務課
私学助成	私立高校に通う生徒を持つ保護者に対し、国、県からの補助を差し引いた授業料について補助します。	教育総務課
スクールカウンセラーの配置 【県事業】	教育相談を必要とする生徒に対して、相談体制の充実を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
広域カウンセラーの配置【県事業】	小学校での相談に対応するため、必要に応じて学校から県にカウンセラーの派遣を依頼します。	学校教育課
児童・生徒学校生活サポート	学校生活に適應させるため、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。	学校教育課
教育相談窓口の設置	各種教育相談に対応するため、学校教育課に教育相談窓口を設置します。	学校教育課

(2) 非行の防止

【現状と課題】

児童・生徒等の居場所づくりや家庭・学校・地域が密接に連携協力して行う健全育成に関する取組みは、児童・生徒等が安心して修学し、安全でのびのびと成長できる環境を整えることに繋がります。また、小学校及び中学校における非行の未然防止に向けた取組みや非行等に至った児童・生徒のための支援等が重要となります。

【取組み】

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
「社会を明るくする運動」の推進	青少年の犯罪や非行の防止と罪を犯した者等の更生について、地域の理解を深めることを目的として、毎年7月の強化月間を中心に社会を明るくする運動を推進します。	社会福祉課
SOSの出し方に関する教育 【再掲】	適切な援助希求行動（身近にいる、信頼できる大人にSOSを出す）ができるように、市内小中学校児童生徒へのSOSの出し方教育を実施します。	健康課
SOSの受け止め方に関する教育 【再掲】	児童生徒のSOSを受け止め、支援ができるように身近な大人（教員や保護者など）を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。	健康課
放課後児童クラブ運営事業	留守家庭の児童に対し、放課後等に健全な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
防犯ポスター・標語の募集	市内小・中学校及び高校の児童・生徒を対象に、防犯意識の高揚、犯罪の予防、少年の非行防止などに関するポスター・標語の募集を行い、少年の防犯力の強化を図り、犯罪や事故及び少年非行のない明るい社会の構築に寄与します。	生活環境課 (天童市防犯協会事業)
薬物乱用防止教室	小中学生に対し、薬物乱用による心身及び社会への影響等について、関係機関主催の薬物乱用防止教室を実施します。	学校教育課
学校生活アンケート	小中学校を対象とし、いじめの早期発見・即時対応のため、年2回、学校生活アンケートを行います。	学校教育課
児童・生徒学校生活サポート 【再掲】	学校生活に適応させるため、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。	学校教育課
教育相談窓口の設置【再掲】	各種教育相談に対応するため、学校教育課に教育相談窓口を設置します。	学校教育課
青少年健全育成事業	青少年の非行防止のため、青少年指導センター指導員等関係団体と連携して、声かけによる街頭指導、有害図書調査等の環境浄化活動、啓発活動を実施し、青少年が健全に成長できる環境づくりに努めます。	生涯学習課

「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動の推進 【県事業】	山形県と連携し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ・非行を許さない社会づくりを推進するため、啓発活動やいじめ防止標語の募集等を実施します。	生涯学習課
-----------------------------------	--	-------

4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯防止や更生保護などの立ち直り支援活動は、民間協力者である保護司や更生保護女性会等の関係機関・団体により支えられており、「社会を明るくする運動」をはじめとする広報・啓発活動にも協力いただいています。しかしながら、近年、保護司及び更生保護女性会員の高齢化や担い手不足が課題となっており、加えて再犯防止や更生保護に関する取組みの認知度向上も全国的な課題となっています。

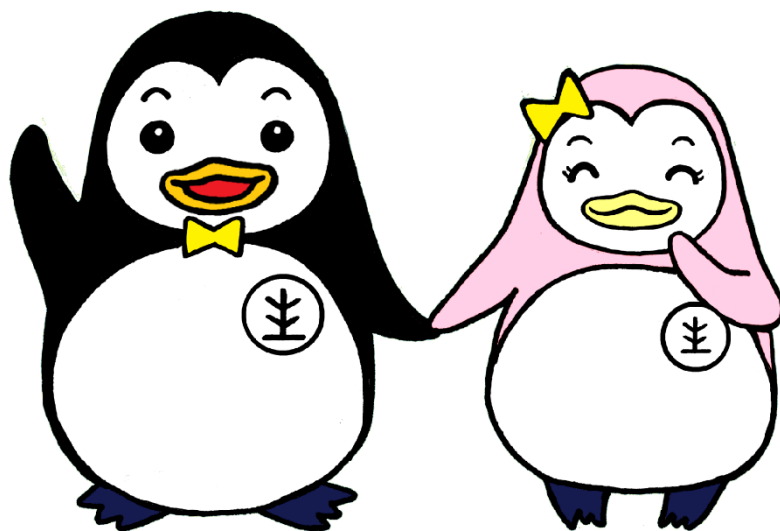
安心・安全な地域社会を築くためには、再犯防止や更生保護に関する取組みへの周知及び理解促進を図る必要があります。

【取組み】

民間協力者への支援及び連携により、罪を犯した者等の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進や「社会を明るくする運動」への支援等により、犯罪・非行の防止と罪を犯した者等の更生について地域の理解促進に努めます。

【具体的な内容】

項目	内容	担当部署等
保護司会等への支援	更生保護活動の促進に寄与することを目的として天童地区保護司会の事業運営に係る負担金を交付し、地域の再犯防止活動を支援します。	社会福祉課
更生保護女性会の活動の支援	天童地区更生保護女性会の活動の周知及び会員の確保のため、更生保護活動の際の啓発物品等の提供及び会員募集チラシ等の設置などにより支援します。	社会福祉課
「社会を明るくする運動」の推進 【再掲】	青少年の犯罪や非行の防止と罪を犯した者等の更生について、地域の理解を深めることを目的として、毎年7月の強化月間を中心に社会を明るくする運動を推進します。	社会福祉課
天童市防犯協会への支援	安全で明るく住みよい社会の実現を目的として設立されている天童市防犯協会の事業運営に係る補助金を交付し、地域安全活動などの推進を支援します。	生活環境課



【更生ペンギン ホゴちゃん（左） サラちゃん（右）】
（更生保護マスコットキャラクター ©法務省）

第5章 支援体制～地域支援ネットワーク～

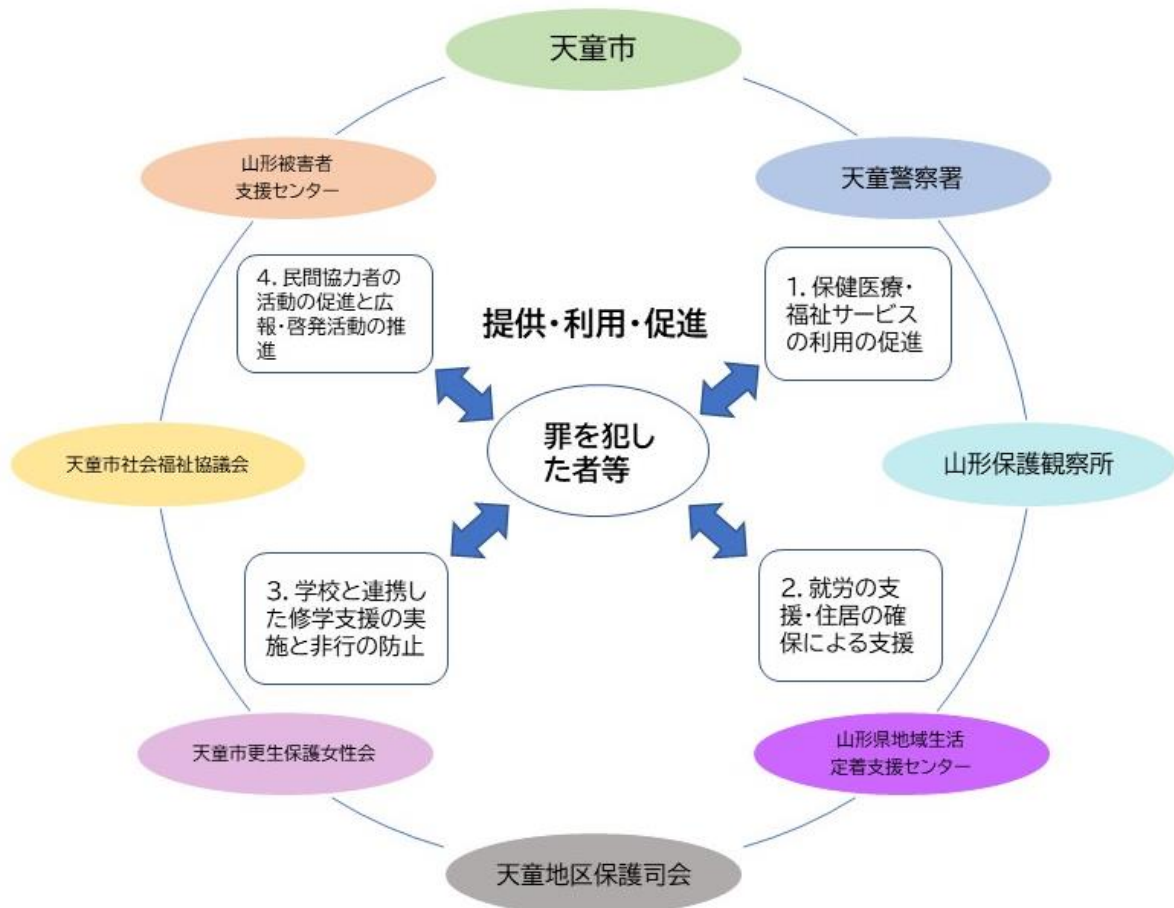
本計画は、庁内関係各課及び関係機関等からの意見聴取を行いながら策定を進めてまいりました。

本計画に定める4つの重点項目を基に、関係機関との支援体制を構築して、引き続き連携及び協力をしながら、罪を犯した者等の再犯を防止し、再び社会の一員として復帰できるように支援してまいります。

【関係団体及び機関】

刑事・司法関係	天童警察署、山形保護観察所
更生保護関係団体	天童地区保護司会、天童市更生保護女性会
福祉関係団体	天童市社会福祉協議会、やまがた被害者支援センター 山形県地域生活定着支援センター

罪を犯した者等の社会復帰への支援体制～地域支援ネットワーク～



参考資料

用語説明

(カ行)

【帰住先】(初出5ページ)

刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設等。

【矯正施設】(初出10ページ)

罪を犯した者や非行のある少年等を収容する施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院。

【協力雇用主】(初出5ページ)

協力雇用主とは犯罪や非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所等出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主。

【刑法犯】(初出1ページ)

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される罪を犯した者。

【検挙】(初出2ページ)

警察や検察などの捜査機関が、犯罪の容疑者を特定し、認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。

【検挙人員数】(初出1ページ)

警察において検挙した事件の被疑者の数。

【更生保護】(初出14ページ)

犯罪や非行をした者を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯や非行を防ぎ、これらの者が自立して改善更生することを支援する取組み。

【更生保護女性会】(初出5ページ)

地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した者や非行のある少年の改善更生に橋梁することを目的とする民間協力者(ボランティア)団体。

(サ行)

【再犯者】(初出1ページ)

刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

【再犯者率】(初出1ページ)

刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率。

【シルバー人材センター】(初出10ページ)

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。

【社会を明るくする運動】(初出13ページ)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とした運動。

【少年院】(初出11ページ)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

【スクールカウンセラー】(初出12ページ)

児童・生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童・生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

【青少年指導センター指導員】(初出14ページ)

市の中心部や商業施設など青少年が活動するエリアの巡回を行い、声がけを通して、非行の未然防止や早期発見、早期の指導など、青少年の健全育成を目的として活動する者。

【精神保健福祉センター】(初出8ページ)

精神保健福祉法に基づき各都道府県・政令指定都市に設置されている支援機関。心の病気に関する相談、アドバイス、医療機関や支援機関について情報提供を行っている。

(タ行)

【地域生活定着支援センター】(初出7ページ)

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所者等に対して、保護観察所や関係機関等と連携し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。

【地域包括支援センター】(初出7ページ)

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とす

る機関。

【地域若者サポートステーション】（初出10ページ）

働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの若者を対象に就労に向けた支援を行う機関。

【トータル・ジョブサポート】（初出10ページ）

就労支援を行っている若者就職支援センター及び求職者総合支援センターにハローワークの職業紹介機能が加わったワンストップ相談窓口。

（ナ行）

【認知件数】（初出1ページ）

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

（ハ行）

【ハローワーク】（初出10ページ）

求職者及び求人事業主に対して、就労等に関する様々なサービスが無償で提供する国の総合的雇用サービス機関。

【保護観察】（初出8ページ）

犯罪や非行をした者が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

【保護観察所】（初出7ページ）

犯罪や非行をした者に対し、更生のための指導と支援を行う機関。

【保護司】（初出5ページ）

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をしたものの立ち直りを地域で支える民間協力者（ボランティア）。

（マ行）

【民間協力者】（初出6ページ）

保護司会、更生保護女性会、協力雇用主など地域社会の犯罪や非行の未然防止のための活動に協力する団体等。

(ワ行)

【若者就職支援センター】(初出10ページ)

就職や転職を希望する若者(45歳未満)を対象に就職などの相談を受け、様々なサポートを行う機関。

【ワークプラザ】(初出10ページ)

ふるさとハローワークとして市と連携し、職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行っている機関。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の

確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発

月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推

進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で

の困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協

力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

天童市再犯防止推進計画

発 行 天童市

発行日 令和6年3月

編 集 健康福祉部社会福祉課

住 所 〒994-8510

天童市老野森一丁目1番1号

電 話 023-654-1111 (代表)

F A X 023-654-2482